○農林水産省告示第二千百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年九月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区諸子沢字狢穴六八七、字中村七一八、七四五の二、字長久保八〇八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字狢穴六八七・字中村七一八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七四五の二、字長久保八〇八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年九月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区栃沢字グミノダン八九八・八九九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年九月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区口坂本字マルウデ二九二の一、二九三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年九月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区坂ノ上字黒本一七四八、一七五二の一、字足間沢一七六五、一七六六、一七七五、一七八一、字笹原一七八二、一七八六、一七八七、一七九三の一、一七九四、一七九六、一七九七、字山田一八四二、一八四六、一八四七の一、一八四九の一、字大ノタル一八五〇の一、一八五一の一、一八五二の一、字大平一八五九から一八六一まで、一八六四、一八六五、字大平見一八八七の一、一八九三、一八九四（次の図に示す部分に限る。）、一八九五、一八九七・一九〇一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一九〇二、一九〇三の一、一九〇三の二、一九〇六の一・一九一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一九一一、一九一二の二、字寺久保一九一四から一九一六まで、一九一七の一から一九一七の五まで、一九一八の一、一九一九の一、一九一九の五、一九二一の一、字荏淵一九六二、一九六三、一九六七、一九六八、一九六九の一、一九七一から一九七四まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百十二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の十第一項の規定に基づき、次の液化石油ガス販売事業者の認定を取り消したので、同法第八十八条第一項第一号の二の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

氏名又は名称	代表者の氏名	所在地	認定取消し年月日
株式会社ザ・トーカイ	代表取締役　鴇田　勝彦	静岡県静岡市葵区常磐町二丁目六番地の八	平成二十四年九月七日

○国土交通省告示第千二十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条及び第九十九条の規定に基づき、特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第三第二号イ中「告示第千五十二号」を「告示第千百五十二号」に改め、同号イの表一中「対称異等級構成集成材」の下に「（特定対称異等級構成集成材を除く。）」を加え、「センチメートル」を「ミリメートル」に、「第五条表三」を「第五条表16（等級が異なるひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表30）」に、「第五条第一に規定する強度等級を表すものとする。以下表二、表三及び表四において同じ。」を「第五条表15（等級が異なるひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表28）に規定する強度等級を表すものとする。」に、同表二中「センチメートル」を「ミリメートル」に、「第五条表三」を「第五条表16」に、

ME八五―F二五五	一五・九	一三・九	二五・五	一一・〇

を、

ME八五―F二五五	一五・九	一三・九	二五・五	一一・〇

に、同表三中「センチメートル」をこの表において、強度等級は、集成材規格第五条表15に規定する強度等級を表すものとする。以下表三において同じ。」

○農林水産省告示第二千百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年九月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　秋田県湯沢市上院内字南沢九三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）